

8

葉月（はづき）



葉が落ちはじめる月の意味

福利厚生制度のアンケートにご協力をお願い致します。

7月中旬に会報等を送付させていただきましたが、ご覧いただけましたか？その中に福利厚生制度に関するアンケートを同封しておりますので、是非開封していただき、ご回答賜りますようご協力お願い申し上げます。

8月の事務チェックポイント

- 暑中見舞状は、立秋まで届くように送付する。それ以降に届きそうなものは残暑見舞いとする。
- ストレスチェック制度（平成26年に公布された労働安全衛生法一部改正）が設置され、平成27年12月1日から施行されています。事業主は、常時使用する労働者に対し、年1回定期的に実施する義務が課される。ただし労働者数50人未満の事業所は、当分の間努力義務。
- ストレスチェック項目（医師・保険師が実施）は、次の3つの項目を検査する。
 - ①職場におけるストレスの原因に関する項目
 - ②ストレスによる心身の自覚症状に関する項目
 - ③職場における他の労働者による支援に関する項目
- ストレスチェックの結果、医師による面接指導や職場環境等の把握と改善を実施する。
- 所轄労働基準監督署長に報告義務があり、違反の場合罰則あり。（50人未満は報告義務なし）
- ストレスチェック面接指導の申出を理由として、労働者に不利益な取扱いを行う事は法律上禁止されている。
- 10月上旬に高卒採用試験を実施するところでは、試験問題の作成にとりかかる。

8月の税務

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！

提出期限	チェック欄	内 容
8月10日		7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日		6月決算法人の確定申告＜法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業所の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		法人・個人事業所の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税及び地方消費税＞
		12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告＜消費税及び地方消費税＞
		消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヶ月分）＜消費税及び地方消費税＞
		個人事業者の当年分の消費税及び地方消費税の中間申告
		個人事業税の納付（第1期分）
		個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）